

令和2年度 京都府障害のある人もない人も共に安心して いきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会 開催概要

- 1 開催日時 令和3年3月3日（水） 10:00～11:30
- 2 場 所 京都府公館 第5会議室
- 3 出席者 別途記載のとおり
- 4 内 容

■議題（1）令和元年度の取り組み状況について

府障害者支援課から説明（資料1～3）

<資料1：本協議会の概要>

<資料2：令和元年度の取組概要について>

- ・令和元年度は前年度からの継続を含めて110件の相談があり、年度中の終結は105件。例年の傾向ではあるが、福祉分野、商品販売・サービス提供分野、労働・雇用分野の相談が多かった。
- ・105件のうち特定相談に該当する相談として最も多かったものは、合理的配慮の提供に関するもの。特定相談に該当しないものとしては、制度に関する要望や苦情、問い合わせ、生活支援に関する相談など。
- ・精神障害・発達障害のある方からの相談が増加傾向にある。

<資料3：京都府への相談事例について>

- ・令和2年度の相談件数は、1月末時点では前年比81%程度となっており、減少傾向。
- ・資料3はこれまでの相談事例を分野別に記載したもの。様々な事例を蓄積してきており、現在、京都市と共同で差別解消法に係る事例集の作成に取り組んでいるところ。完成後には、皆さまにも周知等御協力をお願いしたい。

主な質疑・意見交換等

- 精神障害のある方からの相談件数が多いが、条例に基づく地域相談員の内訳は身体・知的の法定相談員がほとんどで、精神障害等に対応できる第3号の地域相談員の数が非常に少ない。府としても意図的に第3号地域相談員の数を増やす取組をするなど、しっかり体制を作っていくべき。
- 第3号地域相談員の数が少ない状況にあり、以前から当会（京都精神保健福祉推進家族会連合会）が独自に設置する相談員にも地域相談員の委嘱をできるようにしてほしいと要望している。特に南部地域は第3号の地域相談員が誰もいない状況が続いており、ぜひ検討いただきたい。

→（府障害者支援課）

現在は市町村が委嘱する障害者相談員のうち同意をいただいた方に、重ねて地域相談員の委嘱を行う形としているが、それ以外の方法も検討していきたい。具体的には、日々当事者の方からの相談を受けておられる団体等への協力もお願いしていくことを検討したい。

○各市町村の身体・知的障害者相談員は法定だが、その他の相談員はどうしても少ない状況にある。

精神障害のある方は、広域専門相談員に直接相談することが多いのか。市町村の相談員に連絡しても対応してもらえないなど、たらいまわしのような状況はないか。

→（府障害者支援課）

地域相談員は専門領域により第1号～第3号（それぞれ身体・知的・その他）の分類をしているが、その分類に関わらず、障害者差別に関する相談を受けられた場合には府の広域専門相談員につ

ないでいただくようお願いしている。相談者の方がそのような印象を持つことがないように、丁寧に対応していきたい。

○障害当事者の方から「情報が自分のところまで届いていない」との声を聞く。公表はされていても、アクセシビリティの対応がまだ不十分である。また、障害のある方には発信力が低い方もおられるため、周囲のセンサー機能も重要。ニーズを持っていてもうまく形にできない方もいるので、周囲の理解を進める必要がある。事例集をどう活用するかについても、本協議会からも府に意見を寄せていくべき。

■議題（２）障害者差別解消法の見直しに関する国検討状況について（情報提供）

府障害者支援課から説明（資料４）

・障害者差別解消法の附則の規定により、平成31年から見直しに係る議論がされている。現時点では改正法案は国会に提出されていないが、2月末に、今国会での成立を目指すとの報道があった。

※（追記）令和3年3月9日付け、改正法案の国会提出について閣議決定

- ・内閣府の障害者政策委員会資料（令和2年12月14日）において、改正に盛り込む事項（案）が示されており、事業者による合理的配慮の義務化が大きな改正点となる見込み。
- ・府条例についても法改正の内容を踏まえ、見直し等の検討を行う予定。

主な質疑・意見交換等

○条例改正の議論の話になるが、最近はアウトリーチをすることが当たり前になっている。相談ができる人は、窓口につながれば手当を受けることができるが、本当に困っている人は相談することができない。現行条例では、合理的配慮の提供に関して「障害者本人からの意思の表明があった場合」という表現になっているが、アウトリーチの視点から、配慮する側からも、何か配慮すべきことはないかをたずねていく姿勢が必要ではないか。

○改正点として重要になってくるのは事業者の合理的配慮の義務化。どのようなものが合理的配慮なのか、不利益な取扱いとは何かということについて、社会における認識の共有化をしていくためには、より一層の周知が求められると思われるので、取組を進めてほしい。

○アウトリーチの視点から、相談を待つのではなく、地域に向いて当事者の方の思い・困りごとを受け止めていく環境をどう作っていくかが重要。その点では地域の体制をどのように確保していくかが重要な役割を持つと思われるので、府としても、各地域の相談体制整備を強く推し進めていくべきではないか。

○事例集についても、府が受けた相談だけではなく、地域で受けた相談も組み入れていくのか。地域に密着したきめ細やかな相談事例を積み上げることで、より身近に感じることができるのではないか。

→（府障害者支援課）

府が対応した相談事例以外にも、広く参考にさせていただける事例掲載していきたい。法改正により、事業者側も対応に迷う場面が出てくるのが想定される。事例集に関しては、関係団体に活用いただくのはもちろん、障害のある方と接する方の参考になるような事例集を作っていく。

→○ぜひ作成段階で事業者団体等にアドバイスを求め、事例集作りの参考としてほしい。また、日々

障害のある方と接しておられる団体等と相談システムをつないでいくことも重要。

理解を深めるということは、文化を培っていく作業になるので、今後は教育現場との連携も課題になってくる。子どもとその保護者にも具体的な事例から理解を深めてもらい、風土を作っていくことが大切。

■議題（3）その他

京都市障害保健福祉推進室から説明（資料5）

- ・コロナ禍の関係で、昨年5～6月頃、障害によりマスクを着用できないことで周囲から白い目で見られるという新聞報道があったことから、啓発の必要性を感じ、各団体にヒアリングを行った上で市民しんぶんでの啓発を行った。
- ・この記事を読んだ方からは、「気づき」につながったとの感想があり、今後はコロナ関連以外でも障害のある方の困りごとに気づくためのきっかけを作っていきたい。そのためには継続的な啓発が必要と考えている。
- ・行政が作る広報物は関心のない方には届きにくいという課題もあり、事例集の作成も含め、ぜひ皆さまにも御協力をお願いしたい。

主な質疑・意見交換等

○法改正の項目案にある「事例の収集」について、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどに寄せられた相談などはとても幅広く、そのような拠点の声も活用してほしい。

現在、国において地域生活拠点の整備が進められているが、なかなか整備状況が思わしくない。コーディネーター配置が必須要件となる地域生活拠点を整備することにより、コーディネーターが地域に出かけ、障害のある方の潜在的なニーズを把握することにつながる。これまでに打ち出されている中・長期計画を着実に達成していくことが重要。

○新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のこと。障害のある方の中には、自身の症状等を具体的に言えない人もいる。府においても、今後入所施設職員を対象に検査を行うこととなったが、ワクチン接種も含め、職員だけではなく利用者も一緒に進めなければ効果がない。障害者差別解消法上の合理的配慮の観点からも、看過できない点であると思う。

○精神障害のある患者を診ている立場からの印象は、当初は混乱もあったものの、その後大きく調子を崩す人は少なく、皆さん感染予防対策をしながら頑張って過ごされている。1年が経過して、WITH コロナ生活が浸透してきているように感じる。

○今年度も、京都府身体障害者団体連合会と京都市身体障害者団体連合会で、京都府タクシー協会との意見交換を行った。（コロナ禍の影響で書面開催）3回目となり、悪い事例だけではなく良い事例の話も出てきている。ホームページに意見交換内容が掲載されているので、参照いただきたい。

■一般社団法人京都府タクシー協会ホームページ URL：<https://kyoto-taxi.or.jp/>

○事例集を作る際には、ぜひ好事例も含めて紹介してほしい。

○京都精神保健福祉推進家族会連合では精神障害のある方からの相談内容を集約しているが、匿名の相談も多く、相談内容が外部に漏れることを心配する方も多い。事例集作成にあたり、相談者本人

に確認の上、事例を提供することは可能。また、事例集には相談先も掲載してほしい。周知については、各団体間で連携・協力をしていくことで、効果的に情報発信していくことができると考えている。

○障害者権利条約では、合理的配慮 (reasonable accommodation) を提供しないことも差別に含まれるとされているが、障害者差別解消法第8条では事業者に対しては努力義務規定となっている。また、同法第7条・第8条には、「障害者から現に意思の表明があった場合において」という記載があり、以前からこの部分を改正してほしいとの意見を出していた。

障害のある方とのコミュニケーションが最も重要だが、コロナ禍の影響でコミュニケーションが減ってしまっており、新しい形の対話への工夫が必要。障害のある方の尊厳を守ることは、社会で暮らす人すべての尊厳を守ることであり、取組を充実させていってほしい。

以 上